

はじめに(序文)

第二次大戦後、上サロベツ地域では大きな変化が始まろうとしていました。戦後開拓を背景に昭和 24 年よりサロベツ原野開発を陳情し続け、ようやく昭和 36 年から泥炭地での農業開発や各種の開発事業に向けて、自然環境や地域の社会経済などを含む 10 年間にわたる総合調査が始められました。当時、サロベツの開発のあり方をめぐって熱い論議が交わされました。その一方で、サロベツ湿原は観光の目玉としても注目されはじめました。

昭和 40 年の国定公園指定の際、サロベツの湿原域は開発の対象と目されたこともあり、公園区域とはなりませんでした。湿原植物の盗掘の頻発などから、次第に湿原保護の機運が高まっていきます。昭和 49 年に利尻礼文サロベツ国立公園に指定され、ようやく湿原域の保全に目が向けられるようになりました。湿原の乾燥化が危惧され、保全対策のための検討も長期にわたり続けられてきました。上サロベツに残された湿原は、自然の営みを知ると共に、湿原とそれを取りまく人為的な環境との関係を学ぶための生きた教室となり、私たちにとってかけがえのない存在となっています。いままサロベツ湿原は変化と新しい発見に満ちています。一方、この地域は日本でも指折りの酪農地域としての地位を築き上げました。その牧草地帯がとりまくサロベツ湿原は、低地における日本最大の高層湿原として国内外にその名が知られるようになりました。優れた自然景観の備わった学術的価値の高い湿原と、自然の恵みのなかで営まれる農業が共生する地域として、その将来が期待されています。

この地は、豊かな自然のもとで、私たちが生活する場所です。この大地が、豊かな自然を育んでこそ、私たちの地域での暮らしが成り立っています。またそうであるとともに、私たちの暮らしがあるからこそ、この豊かな自然を後世まで持続することができるのです。「人は自然がなければ生きていけない、自然だけでは暮らしていけない。」このことを心に刻み、上サロベツの自然再生に取り組んでいきたいと思います。

平成 18 年 2 月 2 日
上サロベツ自然再生協議会

第1章 上サロベツ地域の特徴と自然再生に至る経緯

第1節 上サロベツ地域の湿原と社会

1. サロベツ湿原の自然史

サロベツ湿原は日本の代表的な泥炭地湿原の一つであり、天塩川とその支流サロベツ川の下流域に4千～5千年の歳月をかけて形成されてきました。湿原の起源は日本海に面した沿岸部の砂丘帯と宗谷丘陵に囲まれた潟湖（古サロベツ湖）にあるとされ、これに流入する古天塩川とその支流の相互作用を受けながら、低地部に泥炭が堆積して形成された湿原です。

その規模は、かつては南北に約 27km、東西に最大幅約 8km、面積約 14,600ha で、石狩泥炭地と釧路泥炭地に次ぐ大形の泥炭地湿原でした。昭和 40 年代以降の大規模開発の進展と共に湿原面積は急速に減少しました。現在の面積は大小の湖沼を含めて約 6,700ha です。しかし依然、低地における日本最大の高層湿原を有しており、国立公園特別保護地区に 3,332ha が指定されています¹⁾。

2. 上サロベツ地域社会の概要

【1】開拓の歴史

(1) 開拓前

上サロベツ周辺ではいくつかの遺跡が発見されており、人が住み始めたのは縄文前期といわれています。明治になり開拓使によって北海道の開発が始められましたが、気象条件の厳しい天塩地方は農民の移住開拓は困難であるとされ、沿岸域で江戸時代以来の漁場経営が継承されていました。

(2) 第1の開拓(明治 30 年代～第二次大戦前)

明治 30 年代から 40 年代にかけて国有未開地の無償貸し付けが進み、原野は急速に開かれていきました。豊富町の開拓は、明治 36 年に岐阜団体がサロベツ原野北端の兜沼に入植したのが始まりです。当時の開墾は、高台の乾燥した肥沃な条件の良いところから始められ、山形などの団体の入植が順次進んでいきました。



融雪期の道路の冠水
昭和37年4月5日
道道稚咲内豊富停車場線
丸山付近²⁾

(3)第2の開拓(第二次大戦後)

第二次大戦後、まず食糧増産と外地引揚者・復員軍人などの失業対策として「緊急開拓事業」が打ち出され、豊富町では350戸の入植がありました。これ以降、酪農の条件に恵まれた豊富町では、高度集約的酪農の推進を目指して、各種の施策が進められてきました。昭和36年からは北海道総合開発事業の一環として、サロベツ原野において、農地開発事業などの総合的な開発が実施されました。特に上サロベツ地区における開光橋・開運橋間のサロベツ放水路の完成(昭和43年)により、大規模な水害が緩和されるようになりました。



※ ■■■■は、現在のサロベツ原生花園で泥炭採掘をしていたが、詳細は不明。

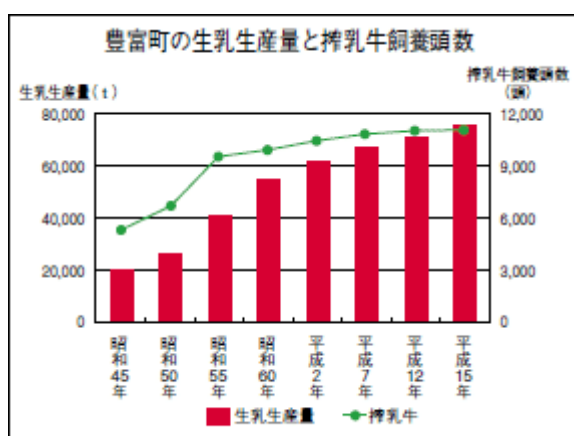
【2】上サロベツ湿原の利用経過

上サロベツ湿原の利用では、農用地に開発するところ、工業用地として利用するところ、湿原のまま保全・活用を図るところと、「三面利用」³⁾に向けそれぞれの立場から調整することとされました。昭和49年には、利尻礼文国定公園にサロベツ原野を含めて利尻礼文サロベツ国立公園が指定されました。

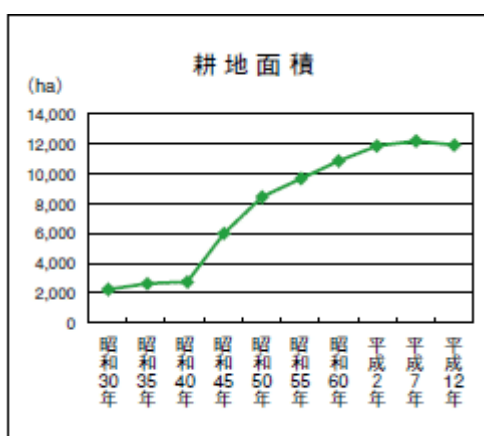
【3】農業の状況

本地域では気象特性にあった酪農を振興させるために、農地開発事業等による粗飼料生産基盤が整備されてきました。今日まで経営規模の拡大が進められてきた結果、我が国有数の酪農地域を形成するまでに至っています。

平成 16 年現在、豊富町の搾乳牛の飼養頭数は1万1千頭、生乳出荷量は年間7万4千トン、耕地面積1万2千 ha で(平成 12 年)、近年は搾乳牛飼養頭数、生乳生産量及び耕地面積ともほぼ横這いの傾向にあります。



(農林水産統計年報)



(農林業センサス)

【4】観光の状況

上サロベツ地域は、低地における日本最大の高層湿原を有する貴重な観光地であり、サロベツ原生花園には全国から年間 30 万人が訪れるなど、その自然景観を楽しんでいます。

【5】工業の状況

国立公園区域内では、丸山西側の現在のサロベツ原生花園ビジターセンター付近において、戦前、防毒マスクの吸着剤としての泥炭採掘が行われていました。また昭和 45 年から平成 14 年までは、丸山南側において、ポンプ浚渫船を用いたミズゴケ泥炭の採掘が行われ、土壌改良材等が生産されていました。国立公園区域外では現在も西豊富・落合地区において、小規模な泥炭採掘が行われています。



(資料：豊富町)



浚渫船による泥炭採掘⁴⁾

3. 上サロベツ湿原環境の概要

【1】水環境

(1) 水文

天塩川水系の下流域に位置する上サロベツ湿原では、旧サロベツ川や下エベコロベツ川が泥炭地を貫流するのではなく、縁辺部を取り巻くように流れていました。標高が低く平坦であり、河川はきわめて緩勾配であることから流れが滞りやすく、これらのことが湿原の形成に影響してきました。

さらに南北に列なる海岸砂丘林帯の低地には、降水涵養型の湿地湖沼群があり、特異な水環境を保持していると見られます。

(2) 水質

泥炭地湿原は、一般的に降水に涵養される高層湿原と、流入水や氾濫水の影響も受ける低層湿原に分類されます。高層湿原は降水のみに涵養されることから、きわめて貧栄養な環境にあるのに対し、低層湿原は、様々な流入水の影響から、比較的富栄養な条件にあります。

上サロベツ湿原では、周辺流域の影響等で一部に湿原の変化が起こっており、加えて周辺部からの栄養塩流入があります。湿原の乾燥化は泥炭の分解を進行させ、栄養塩濃度の上昇を引き起こす可能性があります。またペンケ沼とその周辺は、河川の切替により、土砂や栄養塩の流入の影響を受けていると見られます。泥炭採掘跡地では、開水面に多くの渡り鳥が飛来し、その排泄物による水質の富栄養化が懸念されます。

【2】自然景観

上サロベツ地域は、湿原部の広大な草原、砂丘帯の海浜・森林、大小多数の湖沼等、多様な自然環境を有しており、そのため多種多様な動植物が生息・生育し、それぞれ特色ある生態系・自然景観を形成しています。

(1) 気象

豊富町の年平均気温の平年値(昭和49年～平成15年)は5.9℃であり、冬季の最低気温の平年値が-12.0℃(2月)、夏季の最高気温の平年値が23.0℃(8月)と、きわめて冷涼な気候といえます。年降水量の平年値は1,108mmであり、そのうち4月から11月が796mm、12月から3月が312mmとなっています。日照時間の平年値は1,298時間であり、月別では3月がもっとも長く158時間、逆にもっとも短いのは12月の32時間です。年平均風速の平年値は2.2m/sで、卓越する風向は南東の風となっています。

豊富町の気象概況⁵⁾

観測所名 豊富地域気象観測所			統計期間 昭和49年～平成15年							観測所位置 北緯45° 10'、東経141° 08'						
項 目	単位		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	通年	
気 温	平均気温		-6.9	-7.1	-2.7	4.0	9.2	13.4	17.7	19.3	15.4	9.3	2.3	-3.5	5.9	
	最高気温	(℃)	-3.8	-3.3	0.9	7.7	13.4	17.6	21.7	23.0	19.8	13.3	5.3	-0.8	9.6	
	最低気温		-11.0	-12.0	-7.4	0.2	4.8	9.2	14.0	15.7	10.7	4.7	-1.2	-6.8	1.7	
平均降水量		(mm)	90.4	56.6	55.0	53.4	58.9	56.7	93.4	117.5	121.3	154.0	140.6	110.3	1,108.1	
風	平均風速		2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.2	2.0	1.9	2.0	2.3	2.5	2.4	2.2	
	最大風速	(m/s)	10	9	11	9	9	9	8	11	10	12	10	15	15	
	最多風向		SE	SE	SE	SE	SW	ESE	ESE	ESE	SE	SE	SE	WNW	SE	
平均日照時間		(時間)	54.6	107.1	158.0	138.0	143.7	128.7	118.4	121.8	148.8	104.9	42.3	31.7	1,298.0	

(2) 景観

上サロベツでは、主要な川が湿原の周縁を流れており、湿原の中央付近に位置する丸山周辺に高層湿原が広がり、それを取り囲むように中間湿原、低層湿原、湿原河川へと展開しています。上サロベツ湿原はこのような泥炭地の形成過程を見ることができる貴重な場所であるとともに、利尻山を遠景に添えた広大な水平景観を楽しむことができます。また、海岸から内陸へ帯状に砂丘帯と湿地・湖沼帯とを交互に連ねた砂丘林帯湖沼群が成立しており、南北に長大で、東西にはきわめて多様性に富んだ景観を形成しています。



上サロベツ湿原と利尻山⁶⁾

(3) 植生

上サロベツ湿原の植生は、ミズゴケ、ツルコケモモ等が生育する高層湿原を核として、それを取り巻くようにヌマガヤ、エゾカンゾウ(ゼンテイカ)、ワタスゲ等の生育する中間湿原、あるいはチマキザサ群落が分布し、河川の氾濫原や湖沼の水辺などにはヨシ、イワノガリヤス、ムジナスゲ等が優占する低層湿原、さらに周辺にハンノキ等の湿地林が見られます。



ツルコケモモ⁷⁾

海岸砂丘列では、海岸から内陸に向けてハマニンニクやコウボウムギの優占する砂浜植生からハマナス等の海岸草原、ミズナラの風衝林、トドマツとミズナラ等の針広混交林と移り変わります。砂丘間に広がる湖沼群にはエゾノヒツジグサ、ネムロコウホネ等の水生植物が生育しています^{7, 8)}。

(4)動物相

エゾユキウサギ、キタキツネ、エゾシカ等北海道に広く分布する動物に加え、世界最小のほ乳類の一つであるトウキョウトガリネズミや、主に宗谷海峡以北に生息するコモチカナヘビが見られます。

また、鳥類の確認種類数は多く、特にマガン、オオヒシクイ等の渡りの中継地や、チュウヒ、オジロワシといった猛禽類やアカエリカイツブリ、ツメナガセキレイ等の繁殖地としても利用されており、近年ではタンチョウの繁殖も確認されています。平成17年には上サロベツ湿原の一部が、ラムサール条約の登録湿地となりました(9, 10)。

サロベツ川及び支流では、湿原の河川に生息する魚の代表種であり絶滅が危惧されているイトウの生息・繁殖が確認されているほか、エゾホトケドジョウ、ヤチウグイ、エゾトミヨ等湿原河川を好む種類が多く生息しています(11)。

また、昆虫では、カラカネイトトンボ、オゼウンカ、キタアカジマウンカ、エゾコガムシ、ゴマシジミ、ヒョウモンチョウなど、湿原環境を特徴づける種類が見られます(12)。



トウキョウトガリネズミ⁽¹³⁾



コモチカナヘビ⁽⁸⁾

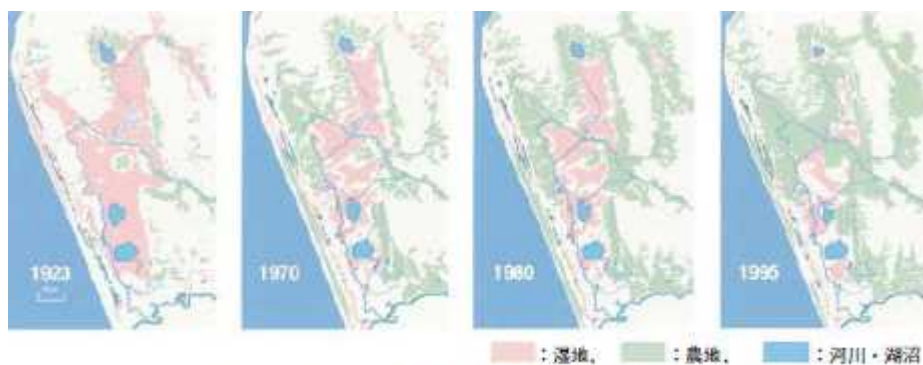
第2節 上サロベツの湿原と地域社会としての課題

1. 上サロベツ湿原の課題

【1】上サロベツ湿原の乾燥化

上サロベツ湿原の一部では、農地造成、道路整備、河川改修等の開発や泥炭採掘等、多様な人間活動の影響により、地下水位が低下し乾燥化が進んでいる状況にあります。

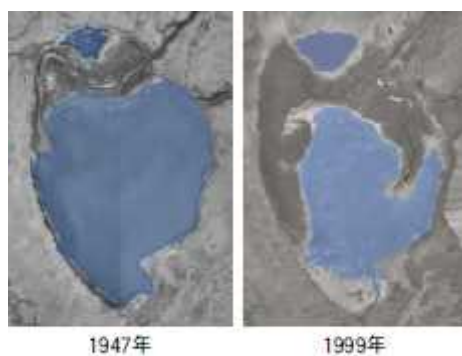
上サロベツ湿原の乾燥化は、泥炭を変化させ、それは地表植生にも影響を及ぼし、ササ類の侵入など湿原の植生環境に影響を与えています。



サロベツ地域における湿原の減少と農地の拡大⁴⁾

【2】ペンケ沼への土砂流入と河川水質汚濁

ペンケ沼では、河川の切替に伴い、土砂が流入して面積が縮小するとともに、水深が浅くなりました。また流域からの汚濁物質や栄養塩が流入して湖沼環境を変貌させています。湿原内河川や湖沼の水質汚濁はさらにイトウ等が生息する自然生態系を劣化させています。



ペンケ沼の埋塞¹⁵⁾

【3】泥炭採取跡地の再生

1940年代の泥炭採取跡地や丸山南側における初期の採取跡地は、経年変化に伴い周囲のミズゴケの発達等から植生の回復が見られますが、丸山南側の採取跡地に大きな開水面や植生回復の進まない部分が残っています。



1947年



1977年



1989年



2000年

泥炭採掘の推移（丸山南側）¹⁵⁾



泥炭採掘跡地（丸山南側）¹⁶⁾
（平成16年7月）

【4】砂丘林内湖沼群の水位低下

砂丘林内の湖沼群では、水位低下による湖沼水面の減少や消失等の課題があります。特異な水環境を保持している砂丘林周辺で実施する排水路や道路・河川の整備は、湖沼群の水環境に重大な影響を及ぼす可能性があります。



砂丘林帯湖沼群¹⁷⁾
（平成16年7月）

2. 地域社会の課題

【1】上サロベツ湿原周辺農業の課題

上サロベツ湿原の周辺農地では、酪農を専業とした農業経営が展開されています。この地域が目指す農業振興方策は、粗飼料の確保による飼料自給率の向上と、生産コストの低減等により、効率的かつ安定的な酪農経営を確立することです。



農地の冠水 清明付近⁽¹⁶⁾
(平成11年7月)

この地域の農地及び農業排水路は、主に第二次大戦後の各種農地開発事業や排水事業により整備が行われてきました。しかし近年、泥炭地特有の現象である地盤沈下の進行により、排水路は機能の低下が著しく、農地は過湿状態のため湿性植物が牧草地内に侵入し、牧草収量の低下をきたしています。降雨時には牧草の湛水被害が生じ、生産量や品質が低下し、さらにぬかるんだ農地が農作業機械の作業効率低下を招いている状況にあります。

【2】自然・観光資源の有効活用

貴重な動植物の宝庫として、また、その広々とした景観ゆえに、上サロベツ湿原は、年間 30 万人が訪れる道北の名所ですが、その利用は大半が通過型の形態にあり、観光と環境教育の資源として活用が十分に図られていません。このため、滞在型・体験型利用形態への転換が課題となっています。

また、豊富町には豊富温泉等、上サロベツ湿原以外にも多くの自然や観光資源が存在しますが、そのほとんどが個別に利用されている現状にあり、総合的な利用が課題となっています。

第3節 自然再生への取り組み

1. 国立公園指定後の経過と湿原保全

昭和 49 年に公園面積 21,222ha の「利尻礼文サロベツ国立公園」が指定されました。平成 15 年には国立公園の拡張がなされ約 30 年間保留地とされた原野部も新たに編入されました。昭和 62 年より平成 16 年まで、サロベツ湿原の乾燥化に関する調査と対策試験を行うサロベツ原野保全対策事業が行われています。

平成 14 年には「サロベツ再生構想策定検討会」が設置され、地元関係団体、学識経験者等が協働して調査検討を進め、平成 16 年9月に「サロベツ再生構想」がとりまとめられました。また、平成 15 年1月に自然再生推進法が施行され、同年4月には自然再生基本方針が決定されました。これを受け、上

サロベツにおいても、法に基づく協議会を設立して、関係機関の連携の元に合意形成と実施事業を推進することとなりました。

2. 地域住民と自然保護活動

国立公園に指定されてからも地域住民、町内外ボランティア団体が継続的に自然保護活動を推進しています。また、平成 16 年には、主に地域住民がサロベツ及びその周辺において自然再生に関する事業や自然と農業との共存に関する事業等を行う「特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク」を設立し活動しています。

- 1)「北海道の湿原と植物」、辻井達一・橘ヒサ子編著、北海道大学図書刊行会、2003 年（平成 15 年）
p.174
- 2) 豊富町佐藤吉一氏提供
- 3)「豊富町史」、豊富町史編さん委員会編集、豊富町、1986 年（昭和 61 年）、p.487,492
- 4) 三井東圧肥料株式会社北海道工場提供
- 5)「北海道の農業気象表」、北海道開発局農業水産部農業調査課、2004 年（平成 16 年）
- 6) 環境省稚内自然保護官事務所提供
- 7)「利尻・礼文・サロベツの自然観察」、(財)日本自然保護協会、1999 年（平成 11 年）、p.32-39
- 8)「北海道の湿原と植物」、辻井達一・橘ヒサ子編著、北海道大学図書刊行会、2003 年（平成 15 年）、
p.176-177
- 9)「北海道北部サロベツ原野の鳥類相－II 繁殖期の鳥」、正富宏之・富士元寿彦、専修大学北海道短期大学紀要第 20 号、1987 年（昭和 62 年）、p.271-275
- 10)「利尻礼文サロベツ国立公園サロベツ地域におけるタンチョウの繁殖確認」、環境省報道発表資料、2004 年（平成 16 年）6 月 7 日
- 11)「平成 14 年度サロベツ地区自然再生事業自然環境調査業務報告書」、環境省西北北海道地区自然保護事務所、2003 年（平成 14 年）、p.29
- 12)「平成 15 年度サロベツ地区自然再生事業自然環境調査業務報告書」、環境省西北北海道地区自然保護事務所、2004 年（平成 16 年）、p.4-28,p.4-29
- 13) 北海道大学低温科学研究所大舘智氏提供
- 14)「サロベツ湿原の変遷と現状」、富士田裕子、北海道の湿原の変遷と現状の解析－湿原の保護を進めるために－、財団法人自然保護助成基金、1997 年（平成 9 年）、p.59-71
- 15)「サロベツ全体構想リーフレット」、環境省西北北海道地区自然保護事務所、2004 年（平成 16 年）、
p.6
- 16) 北海道開発局稚内開発建設部提供

第2章 自然再生の区域

自然再生の対象となる区域は、主として、豊富町地内の国立公園である上サロベツ湿原とします。ただし自然再生に資する事業は、上サロベツ湿原区域にとどまらず、上サロベツ湿原区域の自然環境に直接的に影響を及ぼすことが考えられる範囲で実施できます。



第3章 上サロベツ自然再生の目標

第1節 上サロベツ湿原の自然再生目標

1. 自然再生目標の設定

【1】高層湿原の自然再生目標

上サロベツ湿原の中核である高層湿原においては、おおむね国立公園指定時の植生や広がり状況をイメージし、現在もその当時の良好な状況を残していると見られる箇所を標準とし、これを具体的目標とします。目標の達成を目指すにあたっては、現存する湿原植生等の保全を図ることを最優先とし、近年明らかに劣化・変化した範囲に対処策を講じます。

【2】ペンケ沼の自然再生目標

埋塞が進行しているペンケ沼とその周辺湿原については、多くの絶滅のおそれのある貴重な動植物種が確認され、生物多様性の豊かな空間であることから、現況の維持（これ以上、埋塞が進まない状態）を目標とし、そのための対策を講じることとします。

【3】泥炭採取跡地の自然再生目標

泥炭採掘跡地においては、開水面の閉塞を進め、湿原植生の再生・創出を図ることを目標とします。自然再生にあたっては、渡り鳥が開水面を利用していることや、植生・生態系の回復過程を観察できるフィールドとして活用することなども考慮し、現況を維持するエリアも一部に設定します。

【4】砂丘林帯湖沼群の自然再生目標

砂丘林帯湖沼群については、生態系の保持のために、水位低下の抑制を目標とします。

2. 自然再生目標と達成手法の基本原則

自然再生目標の達成を目指すにあたっては、生物相と生態系の現状を科学的に把握し、生態系の時間的・空間的変化の要因を明らかにし、将来を予測し、事業の必要性和手法を十分に検討したうえで、事業を実施します。自然再生事業を進めるうえでは、まず生態系自身のもつ自然の回復力を活かすべきであり、それによる回復が見込めない場合に、必要最小限の人為により最大の回復効果が得られるよう、十分な時間をかけて慎重に取り組めます。生態系の応答は複雑で予想困難な場合が多い

ことから、個別の事業は小規模なものとして試行し、自然の状況をモニタリングして事業の達成度を客観的に評価し、常にフィードバックしながら順応的に進めます。サロベツ原野におけるこれまでの多くの研究成果・知見を踏まえ、地域の自然素材をできる限り活用しつつ、きめ細かい丁寧な手法により進めるものとします。

第2節 農業の振興に係る目標

入植者の開墾の労苦から始まったこの地域の酪農は、今日では宗谷地方の基幹産業にまで成長しました。酪農を、今後とも地域の基幹産業として発展させるには、地域の土地資源を有効に活用し、粗飼料を主体とする草地型酪農を循環農業として実践していくことが必要です。このため地域の農地の過半を占める泥炭農地について、泥炭地の特性を考慮しつつ農地や排水路の再整備を行い、湿原と共生する酪農地帯としての農業の振興を目指します。

自然と共生した農業の振興という地域の取り組みが、「国立公園の自然と共存するおいしくて安心な豊富牛乳、農産物」というサロベツブランドの確立に繋がることを目指します。

第3節 地域づくりに係る目標

上サロベツ湿原は国立公園の核心部であり、ここで行われる自然再生の過程に触れること等を通じて、湿原を中心とした地域の自然環境の特性やしぐみについて、学び体験する場所として活用します。また、周辺に広がる農地・農村においては、開拓の歴史や農業等の人の生業と自然との切り離せない関わりを学び、かつ楽しむ場として活用するとともに、国民保養温泉地に指定されている豊富温泉を滞在拠点として活用していきます。

このため、国立公園や農地等に対して必要な整備を行うとともに、地域住民の活動と連携して、地域の自然資源等の利活用による自然とのふれあい、エコツーリズムと地域農業を活かした特産品の開発や、ルーラルツアーを推進し、サロベツブランドの確立を図ります。

第4章 目標を達成するための取り組み

第1節 上サロベツ湿原の乾燥化対策

1. 高層湿原の乾燥化対策

地下水位の変動状況と植生変化等の、モニタリング調査を継続的に実施します。また、湿原の乾燥化実態を把握した上で湿原の乾燥化抑制を図ります。

2. ササの侵入抑制対策

湿原へのササ侵入の実態調査を実施しつつ、これまでの成果を踏まえ、湿地溝や道路側溝などによる水の流出に対策を講じることやその他の方法により、ササの侵入抑制を図ります。

3. サロベツ川放水路南側湿原周辺の乾燥化対策

湿原地下水位の上昇と安定をもたらすために、放水路の維持管理に支障が生じないよう配慮しながら、水抜き水路の堰上げなどを行い、湿原の乾燥化を抑制します。

さらに、地下水位の変動状況と植生の変化等をモニタリングしながら、植生の管理誘導を図ります。



4. 湿原と隣接農地の共存に向けた検討

湿原に隣接する農地では適度の排水が望まれるのに対し、湿原の地下水位は高く保持されることが必要です。現状では農地と湿原の保全・再生の両立が困難な状況にあることから、農地と湿原の隣接状況、現地の営農、土地利用、土地所有者等の現状を踏まえて、関係者の合意を基本に実証試験等を行いながら、農地と湿原の共存方法の検討を進めます。

15) 「サロベツ全体構想リーフレット」、環境省西北北海道地区自然保護事務所、2004年(平成16年)、p.6

第2節 湖沼への土砂流入と河川水質対策

1. ペンケ沼の土砂流入の実態調査及び対策方策の検討

ペンケ沼は、上流域からの土砂流入等により埋塞が進行しています。しかし、現在のペンケ沼は水生植物が豊富で、イトウ、タンチョウ、オオヒシクイの生息も認められ、サロベツ湿原生態系の中で重要な位置を占めています。この状況を持続しつづけるための対策を関係機関と連携して講じるものとします。

2. 湿原内湖沼の汚濁物質流入対策

湿原内湖沼に流入する汚濁物質の負荷が軽減されるような方策を検討します。またサロベツ川は、利尻礼文サロベツ国立公園内を流下して天塩川へと流入していることから、湿原や河川下流域に対する汚濁物質の負荷が軽減されるような方策を検討します。

第3節 泥炭採取跡地等の再生

泥炭採取跡地の多くは開水面として残っていることから、湿原植生の再生と創出の方策を講じます。また既に水面が閉塞しながら植生の回復が進まない区域については、その促進方策の試験的事業を進めます。

第4節 砂丘林帯湖沼群の水位低下対策

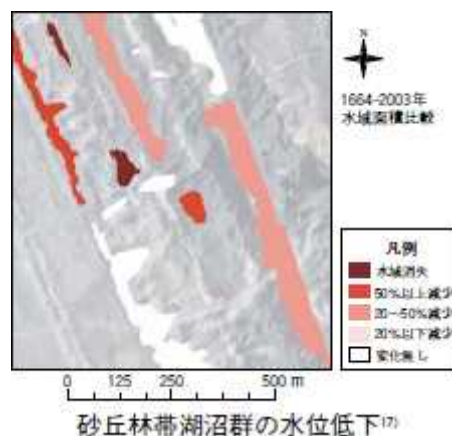
砂丘林帯湖沼・湿原群は、非常に優れた自然ですが、原因不明の水位低下が指摘されていることから、その状況を早急に把握し、原因を解明して、対策を講じるものとします。

1. 水位変化の実態調査

砂丘林帯湖沼群の水位が低下し、開水面も減少傾向にあるものの、その実態は不明な点が多くあります。そこで、砂丘林帯湖沼群の成り立ちも踏まえた水環境の実態を把握します。

2. 生態系調査

砂丘林帯湖沼群の生態系の構造と、水位低下が生態系に及ぼす影響を把握します。



3. 水位低下対策

砂丘林帯湖沼群の水位変化の実態調査及び生態系調査の結果を基に、水位低下の対策を検討します。

17)「平成 16 年度サロベツ自然再生事業自然環境調査業務報告書」、環境省西北海道地区自然保護事務所、2005 年(平成 17 年)、p.4-52

第5節 地域の自然・資源の活用及び情報発信

1. 地域の自然・資源の活用

地域住民及び関係機関が連携し、地域の自然や資源を活かした環境教育、自然や農村の観光や体験などへの活用を図ります。また、近隣市町村等との情報交換なども含め、周辺地域も視野に入れた自然や資源の活用を図ります。

また、自然と共生した農業の振興を通じた取り組みから、安全・安心な牛乳、農産物等のブランド化を推進します。

2. 多様な主体がアクセス出来る共通情報基盤の構築

連携する関係機関の協力も得つつ、事業において収集したデータ等を集積し、データベースの構築、ならびにインターネットや地域住民への広報活動等を活用した情報の公開を促進します。

3. ビジターセンター等の活用推進

現在の豊富ビジターセンター及び原生花園園地(湿原探勝歩道)の機能を丸山地区に移設します。ビジターセンターを拠点として、周辺の自然や観光資源を広域的に活用するための多角的な検討を行います。さらに自然と切り離せない開拓や泥炭の利用の歴史など、人の営為と自然との共生を学ぶ場としての利用も図ります。

さらに、サロベツ原生花園を訪れる人々に上サロベツ湿原の素晴らしさを的確に伝えるためのインタープリテーション機能を充実させます。

第5章 自然再生の推進に必要な事項

1. 地域住民等多様な主体の参画による自然再生情報の発信とフィードバック

サロベツ再生通信やホームページを通じた情報公開により、地域住民等多様な主体が社会的及び科学的・技術的情報を共有し、自然再生に関する透明性を確保します。ワークショップやワーキンググループなどにおける議論、聞き取り調査などを通じて、多様な主体の意見を反映させ、地域の合意形成を図るものとします。

2. 調査の継続と試験的事業の実施について

関係機関がこれまで行ってきた調査を継続しながら小規模に一部の試験的・先駆的事業を実施しつつ、その結果をフィードバックすることで、さらなる検討を進めます。

3. 地域としての取り組み

上サロベツ自然再生は、地域住民及び関係者の地道な活動によって支えられます。これらの行為に対して地域全体が協力して支え合う必要があります。

4. 基礎的研究・調査による科学的データの蓄積

自然再生事業と学術研究はいわば車の両輪のような存在で、学術研究から得られる知見が自然再生事業に活用されることが望まれます。そのためには、事業の実施者等が行うべき事前調査やモニタリングとは別に、大学や試験研究機関等が主体となった学術研究を積極的に展開することが望まれます。

5. 環境教育の視点

自然環境の賢明な利用に向けた環境教育には、開拓期から現在までの歴史軸の視点と、人間生活と自然環境の関係で成立する生態系のつながりという空間軸の視点が不可欠です。開拓期の歴史的遺産を収集、整理するとともに、地域の自然情報についても収集、整理を行い、地域や世代を越えた多くの人々の理解を深めるための情報を提供する取り組みが必要です。

6. 自然環境と調和した地域産業の持続的発展のあり方

自然再生の実践が、地域住民と地域外の人々に豊かな自然の恵みを提供しながら、かつ地域の経済や雇用に健全な形で持続的に貢献するよう、多面的・継続的に検討する取り組みが必要です。地域として自然再生へ持続的に取り組むには、地域産業の再生・発展のための取り組みも重要です。

7. 地域の視点とグローバルな視点

自然再生にあたっては、地域固有の環境を尊重し評価する視点が重要であることはもちろんですが、それにとどまらず、低地における高層湿原として国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）であることなど、グローバルな視点を持つことも重要です。

8. 自然再生への取り組みを持続的なものにする工夫

自然再生への取り組みを持続的なものとするにあたって、関係者に過度の負担とならないよう留意しつつ、学習的、レクリエーション的な興味と感興を呼び起こすよう工夫します。例えば、自然環境に配慮した地域の農産物についてサロベツブランド化を図ることや、農業・酪農体験とエコツーリズムとの融合を図ることなど、サロベツ再生への取り組みを、あらゆる場面で「特徴ある地域づくり」に繋げるような工夫が必要です。

自然再生に関係する施設は、その維持管理が持続可能なものになるような配慮も重要です。

第6章 自然再生協議会の役割分担及び構成

第1節 協議会構成員や地域住民の果たす役割

自然再生協議会の構成員は、第3章の「上サロベツ自然再生の目標」達成のため、第4章及び第5章に基づき、自然再生への取り組みを自主的かつ積極的に実施する役割を担います。

第2節 役割分担

第4章に掲げた取り組みの役割分担を別表にまとめた。
協議会の構成員は、相協力して、それぞれの取り組みに努めなければならない。

第3節 自然再生協議会の構成

【1】協議会規約

（省略、別資料参照）

【2】会員名簿と各会員の所属部会

（省略、別資料参照）

上サロベツ自然再生協議会規約

第1章 総則

（名称）

第1条 この自然再生協議会は、上サロベツ自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

（対象となる区域）

第2条 協議会で協議する自然再生の対象となる区域は、主として、豊富町地内の国立公園であるサロベツ湿原（本規約では「上サロベツ」という。）とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

（目的）

第3条 上サロベツの自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）自然再生全体構想の作成
- （2）自然再生事業の実施計画案の協議
- （3）自然再生事業の実施に係る連絡調整
- （4）その他必要な事項の協議

第3章 構成

（構成）

第5条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- （1）自然再生事業を実施しようとする者
- （2）地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他の者が実施しようとする自然再生事業またはこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- （3）関係地方公共団体及び関係行政機関
- （4）その他協議事項との関わりが深く協議会が参加を承認した団体

2 会員の任期は2年とする。

3 会員は募集によるものとし、再任は妨げない。

（会員資格の喪失）

第6条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- （1）辞任
- （2）死亡または、失踪の宣言
- （3）団体若しくは法人の解散
- （4）解任

（辞任及び解任）

第7条 辞任しようとする会員は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により会員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

（会長及び会長代理）

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および部会

（協議会の会議）

第9条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に会員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する部会での検討状況の報告を求めることができる。

（部会）

第10条 協議会は、協議の効率的運営を図るため、第15条に規定する運営細則の定めにより、部会を置くことができる。

- 2 部会構成員は、協議会において会員から選任する。
- 3 部会の座長及び座長代理は、部会構成員の互選により選出する。
- 4 座長は部会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、必要に応じ座長の職務を代理する。
- 6 部会は座長の召集により開催される。
- 7 座長は、部会の会議の進行に際して部会構成員以外の会員の意見を聴取することを必要と認める

場合、部会の会議に部会構成員以外の会員の出席を求めることができる。

8 座長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に会員以外の者の出席を要請することができる。

9 部会で協議する事項は運営細則に定める。

10 部会は、協議概要を第9条に規定する協議会の会議に報告する。

（公開）

第11条 協議会の会議及び部会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会の会議及び部会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経て、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

（運営事務局）

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は豊富町役場に置き、特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク、豊富町、環境省北海道地方環境事務所、北海道開発局稚内開発建設部、北海道宗谷総合振興局、林野庁北海道森林管理局で共同で運営する。

（運営事務局の所掌事務）

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

（1）第9条に規定する協議会の会議の議事に関する事項

（2）第11条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

（3）その他協議会が付託する事項

第7章 補則

（寄付金）

第14条 協議会は上サロベツ自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、協議会の承認を得るものとし、毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

（運営細則）

第15条 この規約に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第9条に規定する協議会の会議の同意を経て、会長が別に規定する。

(規約改正)

第 16 条 この規約は、第5条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議に出席した会員の合意を得て、改正することができる。

附則

この規約は、平成 17 年 1 月 19 日から施行する。

平成 17 年 11 月 1 日 一部改正

平成 23 年 2 月 18 日 一部改正

平成 24 年 3 月 14 日 一部改正

上サロベツ自然再生協議会運営細則

第1章 部会

（設置）

第1条 協議会に次の部会を設置する。

- （1）再生技術部会
- （2）再生普及部会

（検討事項）

第2条 部会では、次の事項を協議する。

- （1）再生技術部会

湿原の再生と農地との調和を図りつつ、上サロベツの自然再生事業を効果的に推進するための技術的手法に関する事項等。

- （2）再生普及部会

サロベツ湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等。

（部会事務局）

第3条 部会の会務を処理するための事務局を設ける。

2 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

（事務局の所掌事務）

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- （1）部会の会議の運営
- （2）部会に会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- （3）その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

（協議会及び部会の傍聴）

第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

2 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

（協議会及び部会の記録）

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または座長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補則

（細則改正）

第7条 この細則は、規約第5条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席会員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成 17 年 1 月 19 日から施行する。